公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２４年（へ）第１号

北海道石狩市新港南３丁目703番地５
申立人　株式会社児玉製作所
代表者代表取締役　児玉　一彦
申立人代理人弁護士　馬杉　栄一
同　政池　裕一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月25日
平成24年２月21日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ205569
金額　2,950,000円
支払期日　平成24年１月31日
支払地　埼玉県越谷市
支払場所　株式会社みずほ銀行越谷支店
振出日　平成23年10月20日
振出地　東京都墨田区
振出人　富安株式会社　取締役社長　中川　寛志
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号

滋賀県大津市堂１丁目７番７号
申立人　有限会社北川製作所
代表取締役　北川　雅晴
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月５日
平成24年２月20日　右京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＧＳ51340
金額　10,000,000円
支払期日　平成24年４月30日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行西院支店
振出日　平成23年12月30日
振出地　京都府京都市
振出人　京石産業株式会社　代表取締役　土井　善夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＧＳ51341
金額　668,209円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２４年（へ）第２号

東京都渋谷区宇田川町21―１
申立人　宮坂　裕章
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月５日
平成24年２月20日　右京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　007896
金額　100,000円
支払人　株式会社京都銀行西五条企業会館支店
支払地　京都府京都市
振出日　平成20年３月14日
振出地　京都府京都市
振出人　株式会社京都銀行西五条企業会館支店
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号

広島県福山市大谷台１丁目15―27
申立人　リペア丹木こと　丹木　教浩
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月13日
平成24年２月21日　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　79467
金額　303,602円
支払期日　平成24年５月31日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社広島銀行福山手城支店
振出日　平成23年12月20日
振出地　広島県福山市
振出人　共和工業株式会社　代表取締役　今田　徹男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第６号

東京都千代田区丸の内１丁目８番２号鉄鋼ビルディング
申立人　東京窯業株式会社
代表者代表取締役　牛込　伸隆
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月15日
平成24年２月23日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＫ10404
金額　402,192円
支払期日　平成24年６月１日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新名古屋駅前支店
振出日　平成24年１月20日
振出地　名古屋市
振出人　江尻鋳材株式会社　代表取締役社長　江尻　篤則
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号

愛知県蒲郡市形原町上音羽56番地
申立人　株式会社小島製綱
代表者代表取締役　小島　精豊
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月21日
平成24年２月21日　荒尾簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＷ53070
金額　458,169円
支払期日　平成23年11月10日
支払地　熊本県荒尾市
支払場所　株式会社肥後銀行荒尾支店
振出日　平成23年７月20日
振出地　熊本県荒尾市
振出人　第一製網株式会社　代表取締役　南條　裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に権利を届け出てください。もしこの終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

山口市糸米２丁目４番５号
申立人　塩見　利夫
権利の届出の終期　平成24年６月29日
平成24年２月23日　山口簡易裁判所
（別紙）　目　録
１物件の表示
所在　山口市中央五丁目
地番　2239番１
地目　宅地
地積　889.25平方メートル
共有者　持分２分の１　塩見　利夫
持分２分の１　塩見　洋子
２失権すべき権利の表示
山口地方法務局昭和15年11月18日受付第4828号
地上権設定登記
原因　昭和15年11月１日設定
目的　建物所有
範囲　土地の内北側角より間口12間４合奥行10間５合130坪
存続期間　昭和15年11月１日から20年
地代　月金９円10銭
支払期　毎月末日
地上権者　山口市大字今市78番地
池田　秀介

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２３年（家）第１２０号

沖縄県石垣市字真栄里233番地４
申立人　親盛ヨシ子
本籍沖縄県八重山郡竹富町字古見245番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　多嘉フンタ
明治40年１月29日生
公示催告期間満了日　平成24年９月21日
那覇家庭裁判所石垣支部

平成２３年（家）第１２１号

沖縄県石垣市字真栄里233番地４
申立人　親盛ヨシ子
本籍沖縄県八重山郡竹富町字古見283番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　南風原サカヤ
明治41年12月24日生
公示催告期間満了日　平成24年９月21日
那覇家庭裁判所石垣支部